

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和3年 3 月 2 4 日

定 例 会

令和3年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和3年3月24日
招集の場所 越谷市役所本庁舎5階 第2委員会室
開閉会日時 開会3月24日 午後 3時30分
閉会3月24日 午後 5時47分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	堀 川 智 子	委 員	荒 木 明 子
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴木 功	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 学校管理課長	紺 野 功
教育総務部 副参事兼 図書館長	横 山 みどり	学校教育部 副参事兼 指導課長	佐々木 清
生涯学習課長	木 村 和 明	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
スポーツ振興 課 長	八木下 太	学 務 課 長	小野寺 秀 明
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	前 田 清 彦	教育センター 所 長	齋 藤 紀 義

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	市 川 今日子
----------------	---------

	議 事	てん末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第9号について	(秘密会)
	・教育長専決第10号について	(秘密会)
	・教育長専決第11号について	(秘密会)
	議 案	
	・第6号議案 令和3年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第7号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則及び越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会規則を廃止する規則制定について	原案可決
	・第8号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第9号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第10号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第11号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第12号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第13号議案 越谷市教育委員会における後援等の基準及び手続きに関する要綱の一部を改正する告示制定について	原案可決
	・議14号議案 押印を求める手続の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整備に関する規則制定について	原案可決
	・第15号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第16号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第17号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第19号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)

	議 事	て ん 末
議	その他	
	・令和3年3月定例会市議会について	
	・令和2年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)
	・令和2年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	
	・令和2年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・令和2年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について	
事		
状		
況		

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、教育長専決第9号、第10号及び第11号、第15号議案及び第19号議案、その他報告2については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時30分)

◎第6号議案 令和3年度越谷市教育行政重点施策の決定について

吉田教育長 続きまして、第6号議案「令和3年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、第6号議案 令和3年度越谷市教育行政重点施策の決定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをご覧ください。

第6号議案 令和3年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和3年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第3期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、お手元の別冊2、令和3年度越谷市教育行政重点施策についてをご覧ください。令和3年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回の2月定例会においてご協議いただいたところでございますが、その後、担当課所において、再度確認、調整を行い、最終案を取りまとめました。

17ページをご覧ください。前回からの主な変更点でございますが、重点事業「小中一貫型小中学校の整備に向けた協議・調整」の1項目めの小中一貫校整備室に係る記述につきまして、「室」の設置目的を追記する形で文言を修正いたしました。

次に、26ページ下段の33、働き方改革の推進をご覧ください。1項目めに、出退勤管理システ

ムを用いた教職員の勤務時間の把握に関する記述を追加いたしました。

このほか、一部で文言やレイアウトの整理を行いました。記載内容に関わる大きな修正はございません。

前回からの主な変更点につきましては以上でございます。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただいた後に、印刷、製本をし、令和3年4月6日(火)開催予定の小中学校長会におきまして、重点施策説明会を開催いたします。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第6号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

この件については、これまでも質疑、討論を進めてまいりました。

野口委員。

野口委員 ご説明ありがとうございます。前回、私のほうでお話しさせていただいた2か所について加筆していただき、ありがとうございます。

前回も申し上げましたけれども、全体としてリニューアルを図って、分かりやすくなっているなという印象を持ちます。また、特に小中一貫型小中学校の整備に向けた協議・調整につきましては、小中一貫校整備室について、設置した目的について記述していただいていますし、「広報こしがや季刊版」のほうにもきちんと明記されていたということで、市民向けにも周知できるなど思いました。

また、この重点施策、ぜひ学校関係者、その該当する学校だけではなくて、市内全体の学校にも周知していただければなというふうに思いました。

以上です。

吉田教育長 周知していただきたいということですが、何かありますか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 ありがとうございます。

実は原案の状況ではございますが、いち早く校長先生方にお伝えするというのもございまして、本日開催されました校長研究協議会でも、教育長のほうから、この教育行政重点施策が、案という形ではあるのだけれども、まず目を通してほしいというような形でお話をいただいております。あわせて、4月6日に行われます校長研究協議会においては、教育総務部の主催で、重点施策の説明会という形で、新しく着任する校長に対しても丁寧な説明を心がけてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 教育行政方針は教育重点施策を拾って、3月議会で私のほうから説明をさせていただきましたが、その要約版を今日の臨時校長会でお渡ししてあります。それから、第3期越谷市教

育振興基本計画についても、大まかに内容を説明させていただきました。詳しくは、4月になってから教育総務部のほうで説明をさせていただきます。そのような形で周知してまいります。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 ご質問、あるいはご提案いただいたことは盛り込んであるのかなというふうに思っております。

なければ、これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第7号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則及び越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会規則を廃止する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第7号議案「越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則及び越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会規則を廃止する規則制定について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、第7号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則及び越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会規則を廃止する規則制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第7号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則及び越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会規則を廃止する規則制定について。

越谷市立あだたら高原少年自然の家条例施行規則及び越谷市立あだたら高原少年自然の家運営委員会規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立あだたら高原少年自然の家条例を廃止する条例が施行されることに伴い、関係規則を廃止する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の17ページをご覧ください。

本規則を掲載しておりますが、この規則は令和3年4月1日から施行いたします。

第7号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第 8号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について

◎第10号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について

◎第11号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第8号議案、第10号議案及び第11号議案につきましては、組織改正等に伴う教育委員会規則の改正に係る関連した案件でございますので、一括して教育総務課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、第8号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをお開きください。

第8号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、資料「新旧対照表」の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、あだたら高原少年自然の家の廃止に伴い、第2条第2項の表中「あだたら高原少年自然の家」を削るとともに、2ページになりますが、第3条の生涯学習課の項中にある分掌事務から、「第7号少年自然の家に関すること。」及び「第8号少年自然の家運営委員会に関すること。」を削り、以下2号ずつ繰り上げます。

また、3ページをお開きください。組織改正に伴い、新たに課内に室を設置できることとなったため、第3条第2項として「前項に規定する分掌事務のうち、教育長が特に定めるものについては、課に課内室を設けて処理させることができる。」旨の規定を追加いたします。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行いたします。

第8号議案についてのご説明は以上となります。

続きまして、第10号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをお開きください。

第10号議案 越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、29ページをお開きいただきたいと存じます。規定されている分掌事務のうち、特に定めるものについては、課に課内室を設けて処理ができるようになったことに伴い、課内室の長に関する専決事項を規定するものでございます。

専決事項につきましては、市の事務専決規程を準用し、所属職員に関する事務の割振りに関することや、年次休暇及び特別休暇等の承認に関することが主なものでございます。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行いたします。

第10号議案についてのご説明は以上となります。

続きまして、第11号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

会議要項の31ページをお開きいただきたいと存じます。

第11号議案 越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、組織改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、資料「新旧対照表」の12ページをお開きいただきたいと存じます。

新たに課内室が設置できることになったため、職員の職名について、課長に相当する職名の項に「室長」、副課長に相当する職名の項に「室長」及び「副室長」を加えるものでございます。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行いたします。

第11号議案についてのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

初めに、第8号議案「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第10号議案「越谷市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第11号議案「越谷市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。

補足はありますか。教育総務課長。

渡辺教育総務課長 課長職にも副課長職にも室長がございしますが、市のほうで想定しております室長職は、基本的には副課長級を想定しているということでございますが、課長級の中でも調整幹という職名もございまして、調整幹が室長に就く可能性もあるということから、両方に室長を設定させていただいております。

補足については以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第 9号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について

◎議 14号議案 押印を求める手続の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整備に関する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第9号議案及び第14号議案につきましては、押印を求める手続の見直し等に伴う教育委員会規則の改正に係る関連した案件でございますので、一括して教育総務課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、第9号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きいただきたいと存じます。

第9号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、押印を求める手続の見直し及び越谷市立あだたら高原少年自然の家の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、資料「新旧対照表」の4ページをご覧いただきたいと存じます。あだたら高原少年自然の家の廃止に伴い、当該施設で使用していた別表第1職印の表(1)「生涯学習課専用越谷市教育委員会教育長之印」及び「越谷市立あだたら高原少年自然の家専用越谷市教育委員会教育長之印」の項を削るとともに、5ページになりますが、同表(2)の「越谷市立あだたら高原少年自然の家所長之印」の項を削ります。

また、別表第1と同様に、別表第2職印の表(1)及び(2)に規定されているそれぞれの「印」につきましても、削るものでございます。

最後に、6ページから10ページになりますが、こちらにつきましては、行政手続の効率化等を図るため、押印を求める手続の見直しに伴い、それぞれの様式に規定されている押印の欄を削るものとなっております。

なお、この規則につきましては令和3年4月1日から施行いたします。

第9号議案についてのご説明は以上となります。

続きまして、第14号議案 押印を求める手続の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整備に関する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の47ページをお開きいただきたいと存じます。

第14号議案 押印を求める手続の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整備に関する規則制定について。

押印を求める手続の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、押印を求める手続の見直しに伴い、関係例規について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の49ページから52ページをお開きいただきたいと存じます。

本規則は、行政手続における市民の負担軽減や、業務の効率化を図るため、関係する11の教

育委員会規則で、押印を求める手続の見直しを行い、各様式などに規定されている押印の義務付けを廃止するものでございます。

具体的な主な内容でございますが、各施設の申請手続きで使用している「使用料減免申請書」や「使用料還付請求書」などで申請者からの押印の義務付けを廃止し、利用者の負担軽減を図るものでございます。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行し、経過措置として改正前のそれぞれの様式については、当分の間使用することができるように規定いたします。

第14号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

初めに、第9号議案「越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、議14号議案「押印を求める手続の見直しに伴う越谷市教育委員会規則の整備に関する規則制定について」、ご質問、またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第12号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第12号議案「越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 それでは、第12号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをお開きください。

第12号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立体育館条例の一部を改正すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容でございますが、資料「新旧対照表」の13ページをご覧ください。まず、市内在住、在勤、在学の方が、市立体育館の利用機会をより多く得られるよう、北体育館、南体育館、西体育館の使用許可申請の開始時期を市内在住、在勤、在学の方に限り、2か月前から行えるように変更いたします。その他の方につきましては、これまでと同様に1か月前からといたします。

続きまして、14ページをご覧ください。2月定例会で報告させていただきましたが、越谷市立体育館条例の一部改正することに伴い、別表第1の越谷市立体育館付帯設備使用料表における使用時間をこれまでの午前、午後、夜間、全日といった4区分から、2時間6区分に細分化するとともに、区分及び使用料につきましては、越谷市立総合体育館と同等の内容に変更いたします。また、コンセントの使用につきましては、使用区分を廃止し、1口当たり100円に変更いたします。

続きまして、15ページから19ページをご覧ください。第1体育館及び第2体育館の廃止に伴い、第1号様式、第3号様式及び第8号様式中の使用施設の項に記載がある第1、第2体育館を削除するとともに、押印を求める手続の見直しに伴い、第8号様式及び第9号様式中の代表者氏名の押印部分を削除いたします。

なお、本規則は令和3年8月1日から施行いたしますが、押印の見直しに伴う第8号様式及び第9号様式の押印部分の改正規定については、令和3年4月1日から、また、それ以外の越谷市立体育館条例施行規則の一部改正に伴う「使用許可申請の開始時期」や「別表第1」の改正規定等については6月1日から施行いたします。

第12号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第13号議案 越谷市教育委員会における後援等の基準及び手続きに関する要綱の一部を改正する告示制定について

吉田教育長 続きまして、第13号議案「越谷市教育委員会における後援等の基準及び手続きに関する

る要綱の一部を改正する告示制定について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、第13号議案 越谷市教育委員会における後援等の基準及び手続きに関する要綱の一部を改正する告示制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の41ページをお開きいただきたいと存じます。

第13号議案 越谷市教育委員会における後援等の基準及び手続きに関する要綱の一部を改正する告示制定について。

越谷市教育委員会における後援等の基準及び手続きに関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、後援等の手続きの見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、新旧対照表の20ページをご覧ください。改正の主な内容でございますが、教育委員会が後援等を決定した事業について、日程等の変更や中止となった場合の手続き方法を明確にするため、第5条第1項及び同条第2項として、事業の変更または中止とする場合の届出書を提出する規定を新たに追加するとともに、後援等の事業が対象外事業であることが判明した場合、後援等の取消しができる旨を第6条第1項第2号として追加いたします。

続きまして、22ページから24ページをお開きいただきたいと存じます。押印を求める手続の見直しに伴い、第1号様式及び第6号様式で申請者からの押印部分を削除するとともに、第4号様式として、事業変更・中止届出書を追加いたします。

なお、この告示は、令和3年4月1日から施行いたします。

第13号議案についてのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

堀川委員。

堀川委員 ご説明ありがとうございました。

コロナ禍でイベントなどが多く中止になったかと思います。そういったことで、この届出があることによって、手続きが明確になり、わかりやすくなったと思います。

スポーツ関係、文化関係で様々な後援等を行っていると思うのですが、例年、教育委員会でどのくらい後援等を行っているのでしょうか。

吉田教育長 指導課、それから教育センター、生涯学習課、スポーツ振興課もありますので、後ほどお伝えさせていただきます。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 確認なのですけれども、今までは後援等に関わる事業の変更、中止等はなかったということですか。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 これまでなかったかどうかについては、今、正確には分からないのですけれども、恐らくそれほど多くない件数だったかと思っておりますので、その都度、対応していたような状況ですが、本年度、コロナ禍にありまして、多くの事業、ほとんどの後援事業が、延期や中止、延期した上でさらに中止したということもございまして、かなり事務的に処理が煩雑になってしまいましたので、今回、いろいろな規則改正がございまして3月の教育委員会会議で改めてその様式の設定を行う改正をさせていただくものでございます。

先ほど堀川委員さんからありました後援等の実施一覧ですけれども、後援については、令和元年度になります202件、協賛については6件、共催が22件ということで、全体で230件、手続を行っているような状況にございます。

以上でございます。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 先ほどの後援等に係る事業変更・中止届出書の関係ですが、これは今まで変更や中止の場合は、任意の書式で、二重線等で訂正をしていただき、変更等を提出していただいておりますが、改めてここで様式を定めて、提出していただく書式を作成したものでございますので、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 逆に言うと、これまで変更や中止があまりなかったものが、コロナ禍でたくさん出てきておりますので、こういったことをもう一回整理し直そうということで要綱の一部を改正するものでございます。

渡辺委員 追加で確認なのですけれども、関係書類を添えてというところのこの関係書類というのは何を指しているのでしょうか。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 関係書類につきましては、事業の実施計画や、開催要項、ポスターの見本、さらには予算関連、どういう予算立てでこの事業を実施していくのかという計画を立てていただいたものを添付していただいております。

以上でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第16号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

◎第17号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について

◎第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第16号議案から第18号議案につきましては、附属機関の委員の委嘱及び任命に係る案件でございますので、一括して所管課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

指導課長。

佐々木指導課長 それでは、第16号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の57ページをご覧ください。

第16号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和3年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校ほか39校に学校運営協議会を設置するにあたり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の59ページから73ページをご覧ください。

越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は「対象学校の所在する地域の住民」、2号委員は「対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者」、3号委員は「対象学校の運営に資する活動を行う者」、4号委員は「その他教育委員会が必要と認める者」となっております。

任期は、同規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

なお、審議会の委員については、外部の方をお願いする場合、通常「委嘱」としてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の「教育委員会が任命する」という規定に基づき、同規則でも「教育委員会が任命する」と定めております。なお、実際には「委嘱状」という形をお願いしてまいります。

それでは、表に沿って各学校の委員の人数についてご説明させていただきます。

越ヶ谷小学校学校運営協議会委員、合計7名。大沢小学校6名、桜井小学校5名、大袋小学校

6名、荻島小学校6名、出羽小学校6名、蒲生小学校5名、大相模小学校6名、増林小学校5名、川柳小学校5名、南越谷小学校6名、蒲生第二小学校6名、東越谷小学校6名、蒲生南小学校5名、北越谷小学校6名、大袋東小学校6名、平方小学校6名、弥栄小学校6名、大間野小学校6名、宮本小学校6名、西方小学校5名、鷺後小学校5名、明正小学校6名、千間台小学校7名、桜井南小学校6名、花田小学校5名、城ノ上小学校6名、中央中学校5名、東中学校5名、西中学校5名、北中学校6名、富士中学校6名、北陽中学校5名、栄進中学校6名、光陽中学校5名、武蔵野中学校5名、大袋中学校5名、新栄中学校5名、大相模中学校5名、千間台中学校6名でございます。

なお、本議案では40校についてご提案させていただきますが、残りの5校につきましては、委員の選任に調整を要しており、整い次第、手続きを進めてまいりますので、ご了承賜りたいと存じます。

第16号議案についてのご説明は以上でございます。

吉田教育長 第17号議案、教育センター所長。

齋藤教育センター所長 それでは、第17号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の75ページをご覧ください。

第17号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市障害児就学支援委員会委員が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます

続きまして、会議要項の77ページをご覧ください。越谷市障害児就学支援委員会につきましては、越谷市障害児就学支援委員会条例第3条第1項の規定により、委員15人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学識経験者、2号委員として医師、3号委員として教育職員、4号委員として児童福祉施設の職員、5号委員として関係行政機関の職員となっております。

なお、委員の任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回委嘱する委員の皆様につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。なお、その際、氏名、性別及び任期のうち、新任・再任の別のみ読み上げさせていただきます。また、敬称は省略させていただきます。

初めに、1号委員といたしまして、小野里美帆、女、再任の1名でございます。

次に、2号委員といたしまして、桃木俊郎、男、再任。長根亜紀子、女、再任の計2名でございます。

次に、3号委員といたしまして、宝迫敏之、男、再任。伊東猛、男、再任。松永久美、女、再任。高橋雅一、男、再任。西澤香、女、再任。久保田一、男、再任。小林恵子、女、再任。宮崎武彦、男、新任。塚越美和子、女、新任。飛田明子、女、再任の計10名でございます。

次に、4号委員といたしまして、毛塚行子、女、再任の1名でございます。

最後に、5号委員といたしまして、山越陽子、女、再任の1名でございます。

以上の15名の委員構成でございますが、男性が6名、女性が9名で、女性の比率は60%となっております。また、新任の方は2名、再任の方は13名でございます。

第17号議案についてのご説明は以上でございます。

吉田教育長 第18号議案、学務課長。

小野寺学務課長 続きまして、第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の79ページをご覧ください。

第18号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会につきましては、越谷市立小中学校結核対策検討委員会条例第3条第1項の規定により、委員5人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条例第2項の規定に基づき、1号委員として学校医、2号委員として結核に関し専門的知識を有する医師、3号委員として保健所長となっております。

なお、委員の任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回委嘱する委員の皆様につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

表については、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に掲載しております。それでは、順に読み上げさせていただきます。

なお、その際、選出区分、氏名、性別及び任期のうち、新任・再任の別のみ読み上げさせてご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

1号委員、岡野昌彦、男、再任。1号委員、原直、男、再任。2号委員、山口文平、男、再任。2号委員、小泉昭、男、再任。3号委員、原繁、男、再任。

令和3年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任期が令和3年3月31日をもって任期満了となることから、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

第18号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

初めに、第16号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、ご質問、またはご意見等がございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 2点お聞きいたします。まず、少し戻ってしまい恐縮なのですが、21ページに越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則があり、そこで学校評議員を学校運営協議会に改めるという記述がありました。これは今まで学校評議員の方がやっていたことが、今度は学校運営協議会で行うという解釈でよろしいのでしょうか。

もう一点、学校運営協議会委員の中の4号委員は教育委員会が必要と認める者となっていたかと思いますが、この4号委員がいたり、いなかったりする理由を教えてください。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 まず、学校運営協議会と学校評議員会の違いですが、学校教育法施行規則第49条に学校評議員会を置くということが定められているものがあり、以前はこちらに基づいて各学校は学校評議員会というものを設けておりました。今後、コミュニティ・スクールを推進していく上で、実際の学校の運営に関して様々な意見の具申をしたり、地域の方や保護者の方からそのようなものをさらに求めていくということで、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に学校運営協議会というものが位置づけられ、越谷市では今年度から全ての学校が学校運営協議会に移行したという形になります。

具体的には、同じようなことを扱っている部分も当然あるわけですが、実際には学校運営協議会のほうが、より職務が増えてきております。運営に関しての意見の具申もできますし、例えば、教育委員会に対しても、その学校の人事、昇進等に関する問合せや、意見を言ったりというようなことまで含めて認められており、法令上、ある意味では役割が重くなったというような認識もございます。

また、4号委員につきましては、任命は教育委員会がしておりますが、このような趣旨から、コミュニティ・スクールの推進という意味で学校運営協議会を設置しておりますので、各学校からのご推薦をいただき、任命しているということになります。その中で、1号から3号に当てはまらない委員で、学校からぜひこの方をというご推薦がある方を4号委員として任命させていただいておりますのでご理解いただければと思います。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 地域に開かれた学校から、地域と共にある学校ということで、評議員の場合は開かれた、学校運営協議会委員の場合は共にということ、学校経営方針についても、学校と学校運営協議会が共有して、共に学校を支えていきたいと思いますということをお願いしているところでござい

ます。学校運営協議会委員の皆様にも、こうあるべきであったり、法律にこう書いてあるのでこうやりましょうとかしてしまいますと、逆に委員のなり手がなくなってしまうという懸念もごございます。大体、こうするべきというようなべき論で入ってしまうと失敗している自治体も多く見受けられましたので、できることならやりましょうという呼びかけで組織していただいた経緯がございます。

よろしいでしょうか。

渡辺委員 はい。

吉田教育長 今の選出状況について、先ほどのことと少し関わりがあると思うのですが、5校がまだということでしたけれども、その辺はいかがでしょうか。少し補足してください。

指導課長。

佐々木指導課長 実際には、学校で様々な委員を選出するに当たって、例えばPTAの本部の中から2号委員を選出する学校は、もう既に大体来年度のことが分かりますので、推薦は上がってきますが、PTAで、来年、各クラスの理事で選ばれた人の中から選出するという場合には、現時点ではまだ決められないこととなります。また、各地域の代表の方を選ぶに当たっても、自治会とご相談しながら調整をしておりますが、その中でもまだ次の方が確定していないようなケースもございます。しかしながら、4月に学校運営協議会を開催するには、今回、ご審議いただかないと難しいため、今回、ご提案させていただいた学校は、なるべく早い時期に学校運営協議会を開催したいとの意向もある学校でございます。そのほかの学校につきましては、5月頃に開催をする学校もございますので、委員の調整が整い次第、手続きを進めてまいりたいと考えております。

吉田教育長 設立当初は、ややその選定に難を来していた学校もあったようですが、今は、選出母体での役員改選等で事務上の遅れがあるというふうに考えております。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第16号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第17号議案「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」、ご質問、またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第17号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第18号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、ご質問、またはご意見等がございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他 「令和3年3月定例市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和3年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、令和3年3月定例市議会の概要につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の81ページ及び82ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、2月22日から3月18日までの25日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、83ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、越谷市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、ほか4件が上程され、全て原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月26日及び3月1日の計2日間にわたりまして、市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の83ページ中段から84ページ上段のとおり、5人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

令和3年度当初予算に関する議案につきましては、委員10名からなる予算特別委員会が設置され、3月4日、5日及び8日から11日の計6日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

また、3月12日に開かれました教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、会議要項の84ページ中段及び85ページのとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和3年3月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「令和2年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」

吉田教育長 続きまして、「令和2年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

小野寺学務課長 それでは、令和2年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の88ページをご覧ください。令和2年度に休職処分となった人数ですが、小学校6名、中学校3名、合計9名でございます。この中には、令和2年4月1日以前から引き続き休職処分となった者7名が含まれております。その中で、精神疾患2名が今年度復職をしております。

なお、精神疾患による休職者ですが、小学校6名、中学校2名、合計8名で、全体の約89%を占めております。精神疾患8名は前年より4名減少しております。年代別に見ますと、40代が多い傾向が示されております。男女比につきましては、令和2年度は男性3名、女性5名となっております。

また、病名ですが、精神疾患ではうつ病が2名、抑うつ状態が1名、自律神経失調症が2名、適応障害が2名、パニック障害が1名、一般疾病は、乳がんが1名です。

令和2年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 昨年よりも精神疾患で休職される方が4名減ったということで、もし何か取り組んでいただいた成果であるならば、それを教えていただければと思います。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 こちらの4名の減少につきまして、直接的なつながりは確認できておりませんが、現在、管理職が教職員の状態を把握して、目を向け、声をかけて、風通しのよい職場づくりをということで、日頃より機会をみて指導しているところでございます。また、学校におきましては、ご案内のとおり衛生委員会の設置や、安全衛生、教職員のメンタルヘルスケアに努めたり、スト

レスチェックや時間外在校等時間の把握の上、面接指導を進めたり、健康診断の結果などをもって産業医または健康管理士による面接指導の機会を設けるなど、様々な取組の中で、このような4名減少という状態になっているのかなと考えております。しかしながら、まだまだ休職者の方や病休の方がいらっしゃることは事実でございますので、引き続きこれらの制度とともに一人一人の教職員を細やかに観察しまして、健康管理、心のケアに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 統計的にずっと見てみると、2桁であった時代が多かったのですが、ゼロになることが望ましいですが、1桁になってここから下がるというのは難しい状況でしょうか。40代が4人と多くなっていますが、40代というと働き盛りで、学校運営にも慣れてきたというところがあると思うのですが、その辺はどういうことなのか、もし捉える傾向があったら教えてください。

学務課長。

小野寺学務課長 今、40代、働き盛りという話が出ましたが、埼玉県の人材方針の中で、新採用から5年目に他市への異動というものがございます。新採用で教職員としての様々な力量を上げて、新たな市町に行ってその学校の推進力になるという狙いがございますが、異動することによる環境の変化や、また経験を踏んでいくに従いまして、学校には担任業務の他に校務分掌といたしまして、例えば安全主任や、生徒指導主任、体育主任等がございまして、やはり経験を積みますと学校を動かすような主任を校長から任せられ、学校を引っ張っていく状況になると思います。その中で、環境の変化や、その業務内容等も併せて、40代という年代がこのような状況になっているのではないかとこのように考えておりますので、校長と教育委員会が連絡調整を取りながら支えていくような支援をしてまいりたいと考えております。

吉田教育長 明確な理由ではありませんが、40代というと、ある程度、期待感があって、学校を異動したときなどに、そういう期待感が過重に働くことがあるのではないかと思います。あるいは、異動した場合は、教職員はその学校での経験はゼロになりますので、保護者との関係や、地域との関係が取れていないという状況の中で、自分の力を発揮しづらいということもあるかと思えます。トータルで4名ですから、なかなか具体的な傾向とまではいかないのですが、そこで少し問題が発生すると難しい状況や、今までどおりいかないという状況が生じて、そういうことで休職に陥るケースもあるということも確かです。そこで十分注意して、本校での経験年数等も注意して分掌を決めるようにということで、校長会等では指導をしているところです。

渡辺委員。

渡辺委員 2点教えていただきたいのですが、先ほどの5年で他市へ異動するというのは希望制でしょうか。2点目は、この分限休職処分に入る前に、恐らく病休が取られていると思えますが、現在、その病休の状況というのはどうでしょうか。1か月以上の病休など、その辺が分か

れば教えてください。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 まず人事についてですが、教職員一人一人に書類を書いていただき、意向という形で伺っているところでございます。ただし、その意向はあくまで意向ですので、人事の都合上、全てがかなえられる状況ではございませんが、意向等を確認しながら進めているところでございます。やはり自宅から勤務場所までの通勤時間や、育児をされている方、介護をされている教員もおりますので、それぞれの意向を聞きながら対応させていただいているところでございますが、必ずその意向どおりにならないこともございます。

病休ですが、分限処分、いわゆる休職になる前に90日間の病休がございまして、91日目から分限処分の休職という形になります。現在ですが、休職者につきましては、小学校、中学校合計で28名が病気休暇を取得しているところでございます。そのうち精神疾患が内数で9名という状況です。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 私も少し調べてみたのですが、文部科学省から、精神疾患で病気休暇を1か月以上取っているという割合が、埼玉県だと平成30年が312人、令和元年が366人いました。大体、全教育職員数の割合で言うと0.9%ぐらいだったのですけれども、越谷市の場合は、割合でいうとどのくらいになるのでしょうか。あとは、先ほど意向に沿わない場合があるということでしたが、逆に意向していない、他市に異動する気持ちはないのに異動させられてしまうということもあるのですか。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 初めに異動の意向ですが、先ほど申し上げましたように、その人事の書類を書いた後に校長と面談をする形になっております。その場面で、ご自身の家庭環境とか、育児や介護等の状況を校長に伝えまして、また、その意向を書類にも書くスペースがございまして、教育委員会に校長が伝えることによって、なるべくその状態について配慮させていただくという対応をさせていただいているところでございます。

また、例えば育児をされている教職員につきましては、育児短時間勤務や育児休暇等もございまして、併せて確認をさせていただきながら、丁寧な面談を繰り返して人事を進めていくという取組をさせていただいております。

先ほどの休職者のパーセンテージですが、およそ0.7%でございます。

以上でございます。

吉田教育長 人事は、ご承知のとおり、例えば北部地域で学校数が少ないところは早く埋まってしまいます。早く埋まったところに1人入れてほしいといわれても、もう決まってしまうため、その人のその時点での意向はかなわないということになります。だから、人事をやるときに

は、いつも校長先生に言っておりますが、相手があるため、100%意向に沿うことはできません。それはどうにもならないというところでしょうか。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 異動すると、新しいところでまたゼロからスタートしなければいけないということでストレスを感じる方もいるということだったので、確認させていただきました。

吉田教育長 異動がストレスになる場合と、異動が最大の研修になる場合と、それは両面なので、それについては、配慮するように校長先生にお願いしているところでございます。

5年で異動というのは、県の方針ですので、またそういうふうにしなないとなかなか人事の交流が図れない。例えば、いわゆる経験人事といいます、経験人事でない異動はどのぐらいあるのかというと、さほどはなかなかつかない。それはなぜかということ、受け手と出し手がマッチングしないと結果的にそれは難しくなります。受ける側は満杯だと言っているのに、どうしても10人採ってくれと言われても、それは難しいと思います。市の予算分で採るなら別ですけれども、そういうわけにもいきませんので、県費負担の、いわゆる教職員の人事については、なかなか100%というわけにはいかないということです。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 病休の28人の方とかが、その分限処分のほうになるべく行かないようになるというふうな思いです。

吉田教育長 割的には、越谷市はそんなに高い方ではないと思います。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 一つ数字についての部分なのですが、今、28人という数字があったかと思うのですが、これは病気休暇ということでございますので、全体の病気です。ですので、骨折とか、そういうので休んでいる、長期にわたって休んでいるものも含まれている状況でございます、今年度ですと、例えば妊娠なさって切迫流産という形でお休みを取っていらっしゃる方もいらっしゃいます。ですので、精神疾患につきましては、先ほど学務課長のほうから申し上げましたとおり9名ということでございます。

なお、一つ付け加えさせていただきますと、その9名の者も、90日に満たずに、例えば10日間ぐらいで復職している者もいれば、21日ぐらいで復職している者もいて、しんどいときには校長に相談をしたりしてというようなことを少しずつ徹底している部分もあるように感じております。結果、校長に相談して病院に行ってみて、眠れていないのが少し眠れるようになって、3週間休んだ結果、復帰をしている者もおります。そういった意味合いにおいては、人数が少しずつ減少していることについては、少なくとも令和2年度、今年度につきましては、早めに治療、医師につなぐことによって治療ができ、その治療の成果として元気に復職している者もいるという状況ですので、結果的にそれが休職処分に至っていないということだと思っております。

吉田教育長 いずれにしても、ないほうがいいので、先ほどいろいろな手だてを学務課長からありましたけれども、引き続き丁寧にやっていただければ、あるいは現場への指導を行っていただければと思います。

他にございますでしょうか。

山口委員。

山口委員 先ほど病休の方が28名で、精神疾患9名ということだったと思うのですが、これらの疾病の分類を説明できる範囲でお願いします。

吉田教育長 病休の内容ということでいいでしょうか。

学務課長。

小野寺学務課長 今現在、その28名の内訳の資料を持っておりませんが、先ほど学校教育部長からもありましたように、一般疾病と精神疾患ということで、骨折や妊娠に関わるものがございます。あと、一般疾病の婦人系の手術による2週間の休養、通院対応という内容があったと記憶しております。

吉田教育長 後で調査した結果を委員さんのほうに伝えてください。

他にございますでしょうか。

学務課長。

小野寺学務課長 先ほどの病休の内容でございますが、鼠径部骨折や、切迫早産、切迫流産、あと新型コロナウイルス感染症防止のためということもございました。中耳炎、突発性難聴、子宮筋腫、乳がんなどがございます。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

山口委員。

山口委員 コロナのためというのは、少し熱があったりとかして念のためということで休まれていると思うのですが、大体何名くらいいらっしゃったか、分かりますか。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 新型コロナウイルス感染症防止のためにつきましては、これは女性でございまして、実は妊娠しておりまして、妊娠でその感染の不安があるということから、本年度、特例で認められている病気休暇で取らせていただいている方が1名でございます。いわゆる健康であるのだけれども、感染不安ということで、少し異なるケースでございます。

なお、やはり女性の職員が多い職場ということもございますので、婦人系また妊娠に伴う部分のところがある程度あるかと思えます。少し重い病気となってまいりますと、舌がんの手術をしたりした方もいらっしゃいますし、また現在は何とか復帰できておりますが、食道静脈瘤破裂という方もいらっしゃいます。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

山口委員 分かりました。ありがとうございます。

吉田教育長 なかなか臨時的任用職員の登用もままならぬところもあって、休職となれば代員も充てなければならないという部分もありますので、結局は子どもたちの教育に戻ってきますから、これに関しては、そういった方が一人でも少なくなるように今後ともよろしくお願いいたします。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

[発言する者なし]

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和2年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」

◎その他 「令和2年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」

吉田教育長 続きまして、「令和2年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和2年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐々木指導課長 それでは、令和2年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和2年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について、ご報告いたします。なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の89ページをご覧ください。初めに、令和2年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、令和3年1月29日（金）10時より、越谷市中央市民会館5階第4、5、6会議室にて、委員11名中10名の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はおりませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、初めに事務局から、「越谷市のいじめ等の実態について」及び「市教委主管のいじめ防止等に係る取組について」説明を行いました。この際に、各委員の所属する機関や団体のいじめ防止を中心とした取組等についての情報共有が行われました。続いて、事務局から「越谷市いきいきアンケート」結果についての説明を行い、その説明を受けて協議が行われました。詳細については、恐れ入りますが、下段以降に掲載しております「7議事等の概要」以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の98ページをご覧ください。令和2年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、令和3年2月16日（火）13時30分から教育委員会室にて、委員全5名の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、初めに事務局から、「市教委主管のいじめ防止等に係る取組と、市のいじめ等の実態について」説明を行い、特に今年度初めて実施した「越谷市いきいきアンケート」の結果を受けた、いじめ防止等の実効的な対策について協議が行われました。

次に、事務局から、「市内統一アンケート『越谷市いきいきアンケート』の実施方法の変更について」説明を行い、委員の方々に変更後に使用するタブレット端末を実際に操作し、アンケートへの回答をいただきながら協議が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、会議要項の98ページ、「6 議事等の概要」以降をご参照いただきたいと存じます。

報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口委員 ご説明ありがとうございました。

越谷市いきいきアンケートを実施したことによって、全体的にこの会議自体が活性化しているという印象を私は受けました。このようないじめを認知する機会を市教委でつくっていくことは非常に大事ですので、継続していくべきだと思います。この越谷市いきいきアンケートを実施したことによって、何か顕著な効果などがあれば教えていただければと思います。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 今、いじめの定義が大きく変わってきておりますので、本人がいじめと感じればいじめですということを学校にも一層周知を図っていきたくと考えております。

その中で、今回、いきいきアンケートを実施している中で、悪口を言われたことがある子の数等が明らかになってまいりましたので、実際に学校が感じている数とアンケートの結果で出てきた数について、改めて比べることを通して、各学校では一層いじめの認知について意識を高めていただき、取組が進められるものと感じております。実際にいじめに関しても、出前研修会というのですが、生徒指導担当が伺って、いじめの認知について説明するような研修会も、学校から問合せ等が来て行っているケースも増えておりますし、いろいろな意味で改善が進んでいるものと理解しております。

以上でございます。

野口委員 ありがとうございます。

吉田教育長 私が議長で進めておりますが、いきいきアンケートという形にして、統一してやったことによって比較も可能になったのですけれども、要するにいじめられているという回答を寄せている数と学校が認知している数、これにやはり差があるということで、生徒指導担当を集めて会議をやっています。教育委員会の指導課の生徒指導担当が行って会議をやっている。その席上

で、この件数と認知件数との違いをどう受け止めていますかということで、それぞれの担当に質問し、あなたの学校でやることはありますかというような中で、面談とアンケートをセットでやっていかなければいけないということや、職員同士で意識の共有化を図らなければいけないなど、非常に積極的な意見が出たという報告を受けました。そこで、校長会で、このように職員から積極的な意見が出ましたので学校でも考えてください、また、生徒指導担当からの報告は受けましたか、と問いかけたところ、大方の学校では報告を受けていました。あとは校長先生に後押しをしていただいて、そういった認識のずれを縮めていくことが、早期発見、早期解消につながるだろうということで指導もできましたので、非常によかったなと思っています。

それも、この対策委員会で、こうしたらどうですかという意見が出ての動きでしたので、非常によかったかなと思います。

他にございませんでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 いじめ防止対策に関する様々な取組をしていただき、ありがたく思っております。

越谷市いきいきアンケートにつきましても、タブレット端末を使用して、よりスピーディーに対応できるということで、よいことだと思っております。

104ページの委員さんからの質問にもありますように、IDでログインするので、匿名性が保たれるのかと思う児童生徒がいると思います。記名式だといろいろ考えてしまって書くことができないことも、無記名であることで書けるということも多々あると思いますので、匿名性が保たれるということを実施の際にしっかり伝えてあげるとよいと思いました。

また、相談できるところをたくさん設けているので、これらの相談できるところの周知を引き続きしっかりとやっていくことが大切だと思っております。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 タブレット端末の導入に関しましては、メリットとしては、各学校のアンケートを教育委員会が集めて集計の作業を生徒指導担当の3人で行っていましたが、今度はタブレット端末を使うと、学校のほうで即座にその結果が見られるようになるというメリットがございます。これを導入することによって、各学校では、今まで年1回だったものを、もっと回数を増やすことができるか、さらには学校独自で行っているアンケートもこういう形でできないかという声も上がってきているところで、これらについては教育センターでも調整を行っているところです。

匿名性の問題については、これは問題なく匿名でできるということが分かっておりますので、ぜひ子どもたちには、安心をするように説明はしていきたいと考えております。

それから、今、委員のほうからもお話がありましたが、より子どもたちにとということで、様々な資料も作っております。これら様々なものを子どもたちに配布をしたり、いじめの相談機関も、

実際には手帳の後ろに貼り、いつも見られるような状態をつくったり、また、教育センターとの連携の中でSNSの相談等も始めたり、様々な機会を通して子どもたちに呼びかけながら、早く声を上げてほしいということで、今後も対応を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

吉田教育長 よろしいですか。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 まず89ページのところで、例年に比べて、いじめの件数が少ない、暴力行為のところが少なくなっているということはあるのですが、基本的に、いじめもそうですが、どこかの学校が、特にこのいじめが多いとか、暴力行為が多いとか、そういうことはあるのでしょうか。おそらく、このいきいきアンケートは、去年の今頃、会議でいろいろ調整を図ったものだったと思います。いきいきアンケートの選択肢には、中間のどちらかといえどという項目をなくしたというように記憶しています。

また、103ページの黒丸の3つ目なのですが、この調査で当てはまらないとしているこの1%の教員が、やはり私も少し問題で心配しているところです。これは、指導教員が、いじめは絶対にいけないということを指導していますかというところに対して、当てはまらないと回答しているということですか。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 まず、最後のご質問の授業改善・学校生活アンケートは、教育センターを中心に進めているアンケートですが、こちらでは、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますかという、質問に対して、確かに1%の教員が当てはまらないと回答をしている実態があったということでございます。これは私どもも一番問題と捉えておりまして、そのために、先ほどのような様々な対策や研修を進めているところでございます。

実際には、いじめの認知というのも以前から変わってきていて、昔は、例えば継続的に行われているとか、実際に暴力が振るわれているとかでしたが、条件がどんどん変化してきている中で、教員の中には前のイメージを払拭しきれないでいて、これは明らかにいじめだと教員が思わない限りはいじめではないというような感覚を持っている者もいないとは限らないという実態があるのではないかと考えております。しかしながら、本人がいじめと感じればいじめですということは、改めてもう一回確認をしてくれていることであり、今後も対応は進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

吉田教育長 授業改善・学校生活アンケートは今年から形を変えて、子どもの意識も踏まえてアンケートを取るようにしております。先ほど申し上げたように、いじめの認知と子どもたちの訴え

にギャップがあるのは問題だろうということで、生徒指導担当を集めて会議をし、その中で、やはり共通の意識を持って取り組むべきだろうと思います。その辺を校長会で呼びかけておりますので、今後、こういうことは是正されていくかなというふうに思います。

他にございませんでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 特定の学校に、いじめや暴力が集中しているということはあるのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 どこかの学校が特別多いということはありません。ただし、いじめの認知件数と、例えば学級の状況は関係性があったりします。学級がある程度機能していないようなところでは、いじめの件数も増える傾向があるのは事実ですので、やはり、各学校が担任の学級経営の力をつけていただいて、よい学級経営をしていくこと、また、一人一人の子どもに目を向けられ、それぞれの子どもを見届けるような力をつけていくこと、そういう意味では、特別支援教育など様々身につけていただく必要があると感じておりますので、今後、これらについても指導課では意識して取組を重視していきたいと考えているところです。

吉田教育長 極端な例でいうと、今、逮捕事案等はゼロなのです。ただし、家出があったり、コロナ禍ですので、かなりの不安が子どもたちや家庭にもあるようでございます。それから、暴力があったりということもございます。そういうときには、指導課にも生徒指導担当がおります。それから教育センターには学び総合指導員がおりますので、そういう人たちを派遣して、他にも教育相談で必要があれば、SSW、スクールカウンセラーや相談員など様々な方々と、場合によっては医師や福祉関係者も加えてケース会議を開くなどして対応しております。その都度、その都度、対応していることですので、ご理解をいただければと思います。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

他には何かございますか。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 次第にはございませんが、1件報告をさせていただければと思います。

第27回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が先週3月19日金曜日に行われましたので、その会議の内容についてご報告をさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、国では3月21日をもって緊急事態宣言の解除ということで、これを踏まえまして、市の主催事業とか市施設の取扱いについて協議をさせていただきました。そちらの内容につきましても、国の方針にのっとりまして、3月22日以降、順次、市主催事業、さらに市施設につきましても順次再開するというので、現在進めさせていただいております。

また、再開するに当たりまして、事業実施の目安につきましては、今までどおり収容定員が設定されている場合につきましては、5,000人または収容定員の50%のいずれかの大きいほう、または1万人のいずれか小さいほうを上限とする。大声での歓声、声援等想定されるものは、上記にかかわらず収容定員の50%を上限にするということで進めさせていただいております。また、感染拡大防止策につきましては、3密対策、感染防止対策、安全対策等を行って進めるということで確認をさせていただいております。

また、越谷市内の新型コロナウイルス感染症の発生状況でございますが、3月14日18時現在でございますが、陽性者は1,457名、そのうち39名が患者として、入院中が9名、宿泊療養が17名、自宅療養が13名、療養終了が1,393名、死亡が25名となっております。市内の年代別の感染者数につきましては、やはり20代から50代の方が多いような状況でございます。

また、相談件数につきましては、1月の初めのピークからだんだん下がっているということで、感染者についてもだんだん下がっているような状況でございます。

以上でございます。

吉田教育長 今のところ、学級閉鎖や学校閉鎖、クラスターはございませんが、第4波はいつ起こるか分かりません。危機感を訴えて、今日の校長会を締めたところですが、これからも油断しないように指導して行ってください。よろしくお願いいたします。

何か委員さんのほうから特にございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月22日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。いかがでしょうか。よろしいですね。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 5時47分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

志 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

堀 川 智 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 子

書 記

教育総務課副課長

市川 今日子